

基本計画書

基本計画																																													
事項	記入欄						備考																																						
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																												
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジン ヤマグチダイガク 国立大学法人 山口大学																																												
フリガナ大学の名称	ヤマグチダイガク 山口大学 (Yamaguchi University)																																												
大学本部の位置	山口県山口市吉田1677番地1																																												
大学の目的	<p>本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。 (国立大学法人山口大学学則第3条 抜粋)</p>																																												
新設学部等の目的	<p>地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、また基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として、研究医の養成を行うため、令和3年度までを期限として、17名の入学定員の増員を行うものである。</p>																																												
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	<p>医学部医学科の今回の17名の入学定員の増員は、令和3年度までの臨時定員増である。また、令和元年度における収容定員は692人である。</p> <table border="1" style="font-size: small; margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>編入定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年度</td><td>107</td><td>10</td><td>692</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>107</td><td>10</td><td>692</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>90</td><td>10</td><td>675</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>90</td><td>10</td><td>658</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>90</td><td>10</td><td>641</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>90</td><td>10</td><td>624</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>90</td><td>10</td><td>607</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>90</td><td>10</td><td>590</td></tr> </tbody> </table>	年度	入学定員	編入定員	収容定員	令和2年度	107	10	692	令和3年度	107	10	692	令和4年度	90	10	675	令和5年度	90	10	658	令和6年度	90	10	641	令和7年度	90	10	624	令和8年度	90	10	607	令和9年度	90	10	590
	年度	入学定員	編入定員	収容定員																																									
	令和2年度	107	10	692																																									
	令和3年度	107	10	692																																									
	令和4年度	90	10	675																																									
	令和5年度	90	10	658																																									
	令和6年度	90	10	641																																									
	令和7年度	90	10	624																																									
	令和8年度	90	10	607																																									
	令和9年度	90	10	590																																									
	医学部 医学科	6年	107 (90)	10 2年次	624 (590)	学士(医学)	令和2年4月 第1年次	山口県宇部市南小串 1丁目1番1号																																					
	保健学科	4年	120	—	480	学士(看護学、保健学)	平成13年4月 第1年次	同上																																					
	計		227 (210)	10 2年次	1,104 (1,070)																																								
	人文学部 人文学科	4年	185	—	740	学士(文学)	平成28年度 第1年次	山口県山口市吉田 1677番地1																																					
	教育学部 学校教育教員養成課程	4年	180	—	720	学士(教育学)	平成10年度 第1年次	山口県山口市吉田 1677番地1																																					
実践臨床教育課程	4年	0	—	0	学士(教育学)	平成10年度 第1年次																																							
情報科学教育課程	4年	0	—	0	学士(教育学)	平成10年度 第1年次																																							
計		180	—	720																																									
経済学部 経済学科	4年	130	—	520	学士(経済学)	昭和24年度 第1年次	山口県山口市吉田 1677番地1																																						
経営学科	4年	165	—	660	学士(経済学)	昭和24年度 第1年次																																							
国際経済学科	4年	0	—	0	学士(経済学)	昭和52年度 第1年次																																							
経済法学科	4年	0	—	0	学士(経済学)	昭和55年度 第1年次																																							
観光政策学科	4年	50	—	200	学士(経済学)	平成17年度 第1年次																																							
商業教員養成課程	4年	0	—	0	学士(経済学)	昭和29年度 第1年次																																							
計		345	—	1,380																																									
理学部 数理科学科	4年	50	—	200	学士(理学)	平成7年度 第1年次	山口県山口市吉田 1677番地1																																						
物理・情報科学科	4年	60	—	240	学士(理学)	平成18年度 第1年次																																							
生物・化学科	4年	80	—	320	学士(理学)	平成18年度 第1年次																																							
地球圏システム科学科	4年	30	—	120	学士(理学)	平成18年度 第1年次																																							
計		220	—	880	学士(理学)	平成18年度 第1年次																																							

新設学部等の概要	工学部			3年次					山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号
	機械工学科	4	90	5	370	学士(工学)	平成2年度 第1年次		
	社会建設工学科	4	80	—	320	学士(工学)	平成2年度 第1年次		
	応用化学科	4	90	—	360	学士(工学)	平成19年度 第1年次		
				3年次					
	電気電子工学科	4	80	5	330	学士(工学)	平成2年度 第1年次		
				3年次					
	知能情報工学科	4	80	10	340	学士(工学)	平成19年度 第1年次		
	感性デザイン工学科	4	55	—	220	学士(工学)	平成8年度 第1年次		
	循環環境工学科	4	55	—	220	学士(工学)	平成19年度 第1年次		
	計		530	20	2,160				
	農学部								山口県山口市吉田 1677番地1
	生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	平成13年度 第1年次		
	生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	平成13年度 第1年次		
計		100	—	400					
共同獣医学部								山口県山口市吉田 1677番地1	
獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	平成24年度 第1年次			
国際総合科学部								山口県山口市吉田 1677番地1	
国際総合科学科	4	100	—	400	学士(学術)	平成27年度 第1年次			
計		1,917 (1,900)		7,964 (7,930)					

同一設置者内における変更状況(定員の移行, 名称の変更等)

大学院創成科学研究科
山口大学・カセサト大学国際連携農学生命科学専攻〔入学定員〕(6)(令和2年4月)
農学系専攻〔入学定員減〕(△6)(令和2年4月)

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
		講義	演習	実習	計	
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位

教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
		人	人	人	人	人	人	人
新設	医学部 医学科	41 (41)	42 (42)	60 (60)	59 (59)	202 (202)	0 (0)	144 (144)
	保健学科	19 (19)	8 (8)	8 (8)	18 (18)	53 (53)	0 (0)	26 (26)
	人文学部 人文学科	23 (23)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	131 (131)
	教育学部 学校教育教員養成課程	44 (44)	33 (33)	9 (9)	1 (1)	87 (87)	0 (0)	132 (132)
	経済学部 経済学科	18 (18)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	41 (41)
	経営学科	11 (11)	15 (15)	3 (3)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	41 (41)
	観光政策学科	7 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	41 (41)
	理学部 数理科学科	6 (6)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	12 (12)	1 (1)	6 (6)
	物理・情報科学科	8 (8)	5 (5)	3 (3)	3 (3)	19 (19)	0 (0)	10 (10)
	生物・化学科	10 (10)	11 (11)	0 (0)	4 (4)	25 (25)	0 (0)	11 (11)
	地球圏システム科学科	4 (4)	4 (4)	1 (1)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
	工学部 機械工学科	10 (10)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	23 (23)	1 (1)	15 (15)
	社会建設工学科	8 (8)	11 (11)	1 (1)	3 (3)	23 (23)	0 (0)	17 (17)

教 員 組 織 の 概 要	新 設 分	応用化学科	9 (9)	9 (9)	1 (1)	3 (3)	22 (22)	2 (2)	12 (12)
		電気電子工学科	8 (8)	7 (7)	1 (1)	6 (6)	22 (22)	0 (0)	10 (10)
		知能情報工学科	6 (6)	13 (13)	0 (0)	4 (4)	23 (23)	0 (0)	7 (7)
		感性デザイン工学科	6 (6)	5 (5)	2 (2)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	20 (20)
		循環環境工学科	5 (5)	9 (9)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	21 (21)
		農学部 生物資源環境科学科	8 (8)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	11 (11)
		生物機能科学科	10 (10)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	15 (15)	0 (0)	10 (10)
		共同獣医学部 獣医学科	20 (20)	9 (9)	0 (0)	12 (12)	41 (41)	0 (0)	13 (13)
		国際総合科学部 国際総合科学科	11 (11)	11 (11)	3 (3)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	26 (26)
		計	292 (292)	243 (243)	99 (99)	135 (135)	769 (769)	4 (4)	— (—)
既 設 分	大学教育機構	4 (4)	8 (8)	2 (2)	5 (5)	19 (19)	0 (0)	67 (67)	
	大学研究推進機構	5 (5)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	18 (18)	0 (0)	5 (5)	
	大学情報機構	1 (1)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	
	時間学研究所	2 (2)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	7 (7)	0 (0)	15 (15)	
	計	12 (12)	19 (19)	3 (3)	18 (18)	52 (52)	0 (0)	— (—)	
合 計		304 (304)	262 (262)	102 (102)	153 (153)	821 (821)	4 (4)	— (—)	
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		367 (367)		499 (499)		866 (866)		
	技 術 職 員		1,137 (1,137)		189 (189)		1,326 (1,326)		
	図 書 館 専 門 職 員		10 (10)		0 (0)		10 (10)		
	そ の 他 の 職 員		65 (65)		120 (120)		185 (185)		
計		1,579 (1,579)		808 (808)		2,387 (2,387)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	389,380 m ²	0 m ²		0 m ²		389,380 m ²		
	運 動 場 用 地	127,053 m ²	0 m ²		0 m ²		127,053 m ²		
	小 計	516,433 m ²	0 m ²		0 m ²		516,433 m ²		
	そ の 他	456,300 m ²	0 m ²		0 m ²		456,300 m ²		
合 計	972,733 m ²	0 m ²		0 m ²		972,733 m ²			
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		212,224 m ² (212,224 m ²)	0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		212,224 m ² (212,224 m ²)		
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	114 室	705 室	806 室		5 室 (補助職員 0人)		1 室 (補助職員 0人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			821 室				

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体	
		冊	冊	種	種	種	点	点	点		
		(1,634,986 [470,240])	(1,634,986 [470,240])	(31,973 [10,001])	(31,973 [10,001])	(5,802 [4,327])	(3,329)	(151)	(0)		
	大学全体	1,634,986 [470,240]	1,634,986 [470,240]	31,973 [10,001]	31,973 [10,001]	5,802 [4,327]	3,329	151	0		
	計	1,634,986 [470,240]	1,634,986 [470,240]	31,973 [10,001]	31,973 [10,001]	5,802 [4,327]	3,329	151	0		
図書館		面積		閲覧座席数			収納可能冊数			大学全体	
		13,063 m ²		1,590			1,501,056				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体	
		6,956 m ²		陸上競技場、野球場、サッカー場 他							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費 (運営費 交付金)	
		教員1人当り研究費等	—	—	—	—	—	—	—		
		共同研究費等	—	—	—	—	—	—	—		
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—		
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—			
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			—								
既設大学の状況	大学の名称	山口大学									※平成28年度より学生募集停止(人文学部：人文学部、人文社会学科、言語文化学科) ※平成27年度より学生募集停止(教育学部：実践臨床教育課程、情報科学教育課程) ※平成27年度より学生募集停止(経済学部：国際経済学科、経済法学科、商業教員養成課程)
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地		
	【学部】	年	人	年次	人		倍		山口県山口市吉田1677番地1		
	人文学部										
	人文学科	4	185	—	740	学士(文学)	1.06	平成28年度			
	人文社会学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成5年度			
	言語文化学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成5年度			
	教育学部						1.05		山口県山口市吉田1677番地1		
	学校教育教員養成課程	4	180	—	720	学士(教育学)	1.05	平成10年度			
	実践臨床教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成10年度			
	情報科学教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成10年度			
	経済学部						1.03		山口県山口市吉田1677番地1		
	経済学科	4	130	—	520	学士(経済学)	—	昭和24年度			
	経営学科	4	165	—	660	学士(経済学)	—	昭和24年度			
	国際経済学科	4	—	—	—	学士(経済学)	—	昭和52年度			
	経済法学科	4	—	—	—	学士(法学)	—	昭和55年度			
	観光政策学科	4	50	—	200	学士(経済学)	—	平成17年度			
	商業教員養成課程	4	—	—	—	学士(経済学)	—	昭和29年度			
	理学部						1.03		山口県山口市吉田1677番地1		
	数理科学科	4	50	—	200	学士(理学)	1.05	平成7年度			
物理・情報科学科	4	60	—	240	学士(理学)	1.03	平成18年度				
生物・化学科	4	80	—	320	学士(理学)	1.00	平成18年度				
地球圏システム科学科	4	30	—	120	学士(理学)	1.05	平成18年度				
医学部			2年次			1.00		山口県宇部市南小串1丁目1番1号			
医学科	6	107	10	692	学士(医学)	1.00	昭和39年度				
保健学科	4	120	—	480	学士(看護学、保健学)	1.01	平成12年度				
工学部			3年次			1.04		山口県宇部市常盤台2丁目16番1号			
機械工学科	4	90	5	370	学士(工学)	1.06	平成2年度				
社会建設工学科	4	80	—	320	学士(工学)	1.05	平成2年度				
応用化学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.01	平成19年度				

既設	電気電子工学科	4	80	3年次 5	330	学士(工学)	1.04	平成2年度		
	知能情報工学科	4	80	3年次 10	340	学士(工学)	1.03	平成19年度		
	感性デザイン工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1.02	平成8年度		
	循環環境工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1.05	平成19年度		
	農学部						1.04		山口県山口市吉田 1677番地1	
	生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1.05	平成13年度		
	生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1.04	平成13年度		
	共同獣医学部						1.05		山口県山口市吉田 1677番地1	
	獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	1.05	平成24年度		
	国際総合科学部						1.04		山口県山口市吉田 1677番地1	
国際総合科学科	4	100	—	400	学士(学術)	1.04	平成27年度			
大学	【大学院】 人文科学研究科 人文科学専攻	2	8	—	16	修士(文学)	0.49	平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	教育学研究科 学校教育専攻	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成3年度	山口県山口市吉田 1677番地1	※令和元年度より 学生募集停止 (教育学研究 科：学校教育専 攻、教科教育専 攻)
	教科教育専攻	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成3年度		
	学校臨床心理学専攻	2	7	—	7	修士(教育学)	0.57	令和元年度		
	教職実践高度化専攻	2	28	—	42	教職修士 (専門職)	0.64	令和元年度		
	経済学研究科 経済学専攻	2	16	—	32	修士(経済学)	0.27	昭和50年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	企業経営専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	0.25	平成7年度		
	医学系研究科 (一貫制博士課程) 医学専攻	4	33	—	132	博士(医学)	0.91	平成28年度	山口県宇部市 南小串 1丁目1番1号	※平成28年度より 学生募集停止 (医学系研究 科：(一貫制博 士課程)システム 統御医学系専攻、 情報解析医学系 専攻、(博士後 期課程)応用医 工学系専攻、応 用分子生命科学 系専攻)
	システム統御医学系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成18年度		
	情報解析医学系専攻	4	—	—	—	博士(医学)	—	平成18年度		
(博士前期課程) 保健学専攻	2	12	—	24	修士(保健学)	1.12	平成17年度			
(博士後期課程) 応用医工学系専攻	3	—	—	—	博士(医工学)	—	平成13年度			
応用分子生命科学系専攻	3	—	—	—	博士(生命科 学、学術)	—	平成18年度			
保健学専攻	3	5	—	15	博士(保健学)	0.80	平成19年度			
創成科学	創成科学研究科 (博士前期課程) 基盤科学系専攻	2	38	—	76	修士(理学)	1.01	平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	地球圏生命物質科学系専攻	2	42	—	84	修士(理学)	0.92	平成28年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
	機械工学系専攻	2	60	—	120	修士(工学)	0.99	平成28年度		
	建設環境系専攻	2	74	—	148	修士(工学、 学術)	0.74	平成28年度		
	化学系専攻	2	83	—	166	修士(工学、 学術)	0.90	平成28年度		
	電気電子情報系専攻	2	107	—	214	修士(工学)	0.89	平成28年度		
	農学系専攻	2	42	—	84	修士(農学、 生命科学)	0.75	平成28年度		
況										

既設	(博士後期課程) 自然科学系専攻	3	7	—	21	博士(理学、 学術)	0.80	平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1	※平成28年度より 学生募集停止 (理工学研究 科：(博士後期 課程)自然科学 基盤系専攻、シ ステム設計工学系専 攻、環境共生系 専攻)
	システム・デザイン工学系専攻	3	10	—	30	博士(工学、 学術)	0.56	平成28年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
	環境共生系専攻	3	12	—	36	博士(工学、 学術)	0.97	平成28年度		
	物質工学系専攻	3	8	—	24	博士(工学、 学術)	0.45	平成28年度		
	ライフサイエンス系専攻	3	7	—	21	博士(医工 学、生命科 学、学術)	0.90	平成28年度		
	理工学研究科 (博士後期課程) 自然科学基盤系専攻	3	—	—	—	博士(理学、 工学、学術)	—	平成18年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	システム設計工学系専攻	3	—	—	—	博士(工学、 学術)	—	平成18年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
	環境共生系専攻	3	—	—	—	博士(工学、 理学、学術)	—	平成18年度		
	東アジア研究科 東アジア専攻	3	10	—	30	博士(学術)	0.93	平成13年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	技術経営研究科 技術経営専攻	2	15	—	30	技術経営修士 (専門職)	1.36	平成17年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
等	連合獣医学研究科 獣医学専攻	4	—	—	—	博士(獣医学)	—	平成2年度	山口大学 山口県山口市吉田 1677番地1 鳥取大学 鳥取県鳥取市湖山 町南4丁目101 鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市 郡元1丁目21番24 号	※令和元年度より 学生募集停止 (連合獣医学研 究科：獣医学専 攻)
	共同獣医学研究科 獣医学専攻	4	6	—	12	博士(獣医学)	1.08	平成30年度	山口大学 山口県山口市吉田 1677番地1 鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市 郡元1丁目21番24 号	
状況	(鳥取大学大学院連合 農学研究科に参加)									
附属施設の概要		<p>(全学教育研究施設等)</p> <p>名称：大学教育センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：155㎡ 設置年月：平成14年4月1日 目的：共通教育、専門教育を体系的に捉えた教育システムの実施、授業評価等の全学システムの実施並びに教育活動評価及び授業改善の企画等をより具体的、実践的に行うために大学教育の企画・実施を行い、もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。</p> <p>名称：アドミッションセンター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：70㎡ 設置年月：平成13年4月1日 目的：入学者選抜方法の改善等についての調査研究、入学者選抜業務に係る企画・広報・業務及びアドミッション・オフィス入試の実施等の業務を行うことにより、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。</p>								

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：学生支援センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：345㎡ 設置年月：平成15年4月1日 目的：全学的立場から学生相談の対応、生活指導体制の充実、課外活動の支援、就職の支援及び就職情報の提供等の企画並びに実施を行い、もって山口大学の学生支援活動の充実発展に寄与することを目的とする。</p>	
	<p>名称：保健管理センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：880㎡ 設置年月：昭和45年4月1日 目的：学生及び職員の身体的、精神的健康の管理を目的とする。</p>	
	<p>名称：留学生センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：236㎡ 設置年月：平成20年4月1日 目的：留学生（受入・派遣）に対する教育及び指導を行うとともに、留学生交流の推進を通じて、山口大学の教育研究の充実発展及び地域の国際化に寄与することを目的とする。</p>	
	<p>名称：大学院教育センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：面積算出不可 設置年月：平成28年4月1日 目的：専攻分野に関する専門知識及び能力の習得と山口大学大学院学生が共通して身に付けておくべき基礎的な素養を涵養するため、大学院共通教育の企画・実施等を担い、もって大学院教育の更なる質の向上に取り組むことを目的とする。</p>	
	<p>名称：産学公連携センター 所在地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：2,011㎡ 設置年月：平成24年4月1日 目的：本学と民間等外部機関との学術研究交流の推進及び科学技術イノベーションを目指す研究開発支援を戦略的に展開することにより、民間等外部機関への技術移転及び創業支援等の産学連携活動を推進し、産業の活性化及び大学における研究活動の活性化を推進することを目的とする。</p>	
	<p>名称：知的財産センター 所在地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：面積算出不可 設置年月：平成24年4月1日 目的：本学における知的財産の権利化、管理及び活用並びに知的財産に係る教育・研究を推進し、知的財産知識の学内外への普及・啓発を目的とする。</p>	
	<p>名称：総合科学実験センター 所在地：山口市吉田1677番地1，宇部市南小串1丁目1番地1 規模等：10,491㎡ 設置年月：平成15年4月1日 目的：本学における研究基盤としての機器分析、動物使用、遺伝子実験、R I 実験等を有機的に結びつけ、より効果的な相互連携体制及び研究機器の共同利用体制を構築し、学際的かつ複合的な領域研究に対応できる効率的な総合教育研究支援及びその支援に繋がる資源開発を行うとともに、排水処理方法に関する研究を行い、排水による環境汚染を防止し、地域住民の環境保全を行うことを目的とする。</p>	
	<p>名称：研究推進戦略部 所在地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：面積算出不可 設置年月：平成24年10月1日 目的：本学における研究推進活動を戦略的に展開することにより、大学全体の研究力強化に資することを目的とする。</p>	
	<p>名称：先進科学・イノベーション研究センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：面積算出不可 設置年月：平成26年12月17日 目的：本学の強み及び特色ある研究を重点的に推進し、研究活動の総合的な高度化及び持続可能な発展を図るとともに、その成果を社会に還元することを目的とする。</p>	

<p>附属施設の概要</p>	<p>名 称：図書館 所 在 地：山口市吉田1677番地1,宇部市南小串1丁目1番地1, 宇部市常盤台2丁目16番地1 規 模 等：12,632㎡ 設置年月：昭和24年5月1日 目 的：本学の理念に基づいた教育研究に必要な図書館資料を収集、整理及び提供 するとともに、必要とする学術情報を提供し、主として本学の学生及び職 員の利用に供することを目的とする。</p>	
	<p>名 称：メディア基盤センター 所 在 地：山口市吉田1677番地1 規 模 等：1,475㎡ 設置年月：平成7年4月1日 目 的：本学における情報ネットワークシステムを管理運用し、教育研究その他情 報処理のための共同利用に供するとともに、学術情報システム等の開発を 行い、もって本学における情報環境の高度化を推進し、これらを効率的 に運用することを目的とする。</p>	
	<p>名 称：埋蔵文化財資料館 所 在 地：山口市吉田1677番地1 規 模 等：130㎡ 設置年月：昭和52年3月30日 目 的：文化財保護法に基づき、本学に所在する遺跡の埋蔵文化財の発掘調査及び 研究を行い、出土品を収蔵・公開することを目的とする。</p>	
	<p>名 称：時間学研究所 所 在 地：山口市吉田1677-1 規 模 等：面積算出不可 設置年月：平成12年4月1日 目 的：多くの学問分野の連携により時間に関する研究を総合的に行い、本学の特 色となる新たな学際領域を創造し、併せてその成果を社会に還元するこ とを目的とする。</p>	
	<p>(学部附属教育研究施設)</p> <p>附属学校 目 的：学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令に規定する教育又は保 育を施し、かつ、教育学部の教育計画に従い、教育の理論及び実践に関す る研究、実証並びに学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。</p> <p>○教育学部附属山口小学校 所 在 地：山口市白石3丁目1番地1 規 模 等：4,498㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属光小学校 所 在 地：光市室積8丁目4番地1 規 模 等：5,013㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属山口中学校 所 在 地：山口市白石1丁目9番地1 規 模 等：5,997㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属光中学校 所 在 地：光市室積8丁目4番地1 規 模 等：5,341㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属特別支援学校 所 在 地：山口市吉田3003 規 模 等：3,539㎡ 設置年月：昭和54年4月1日</p> <p>○教育学部附属幼稚園 所 在 地：山口市白石3丁目1番地2 規 模 等：884㎡ 設置年月：昭和41年4月1日</p> <p>名 称：教育学部附属教育実践総合センター 所 在 地：山口市吉田1677番地1 規 模 等：530㎡ 設置年月：平成9年4月1日 目 的：教育指導及び教育臨床に関する理論的、実践的並びに学際的研究を行い、 実践的指導力を持った教員の養成を行うとともに、他の教育機関及び地域 社会と連携を図り、これを支援することを目的とする。</p>	

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：東亜経済研究所 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：998㎡ 設置年月：平成8年4月1日 目的：東アジア経済社会に関する調査研究及び東アジア地域との学術交流の推進を目的とする。</p>	
	<p>名称：商品資料館 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：992㎡ 設置年月：平成7年1月18日 目的：経済学部が収集してきた主要な産業の商品及び重要な貿易商品等、貴重な商品資料を陳列しており、学部における教育研究及び一般の人々の生涯学習への貢献を目的とする。</p>	
	<p>名称：医学部附属病院 所在地：山口県宇部市南小串1丁目1番1号 規模等：101,338㎡ 設置年月：昭和42年6月1日 目的：患者の診療を通じて、医学の教育及び研究を行うことを目的とする。</p>	
	<p>名称：工学部附属ものづくり創成センター 所在地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：1,032㎡ 設置年月：平成15年4月1日 目的：ものづくりを通じて感性の涵養、創造性、独創性及び問題解決能力を育成するため、創成工学教育に関する教育プログラムの開発・実践を行うとともに、ものづくり基盤を推進するための技術教育を行うことを目的とする。</p>	
	<p>名称：農学部附属農場 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：3,445㎡ 設置年月：昭和24年11月1日 目的：農学に関する実証的な研究及び学生の実験、実習に資することを目的とする。</p>	
	<p>名称：共同獣医学部附属動物医療センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：2,021㎡ 設置年月：昭和28年7月1日 目的：獣医学の臨床教育及び学術研究の目的をもって動物の診療を行う。</p>	

(1) 山口県内における位置関係の図面



山口地区	(吉田キャンパス) 事務局, 人文学部, 教育学部, 経済学部, 理学部, 農学部, 共同獣医学部, 国際総合科学部 (教育学部附属幼稚園, 教育学部附属山口小学校, 教育学部附属山口中学校)
------	---

宇部地区	(小串キャンパス) 医学部・医学部附属病院 (常盤キャンパス) 工学部
------	--

光地区	(教育学部附属光小学校, 教育学部附属光中学校)
-----	--------------------------

【学内定期バス】
 吉田キャンパス, 小串キャンパス, 常盤キャンパス間は, 学内定期バスを運行している。
 学内定期バスは, 本学学則に定める休業日を除く月曜日から金曜日に, 吉田キャンパス～常盤キャンパス～小串キャンパス間を, 一日に4往復している。

(2) 最寄り駅からの距離，交通機関及び所要時間がわかる図面

山口地区 Yamaguchi Area

- 事務局 Administration Bureau
- 人文学部 Faculty of Humanities
- 教育学部 Faculty of Education
- 経済学部 Faculty of Economics
- 理学部 Faculty of Science
- 農学部 Faculty of Agriculture
- 共同獣医学部 Joint Faculty of Veterinary Medicine
- 国際総合科学部 Faculty of Global and Science Studies
吉田キャンパス/山口市吉田 1677-1
Yoshida Campus 1677-1 Yoshida, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属特別支援学校 山口市吉田 3003
School for Children with Special Needs Affiliated with the Faculty of Education / 3003 Yoshida, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属山口小学校 山口市白石3丁目1-1
Yamaguchi Elementary School Affiliated with the Faculty of Education / 9-1 Shiraishi 1-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属幼稚園 山口市白石3丁目1-2
Kindergarten Affiliated with the Faculty of Education / 1-2 Shiraishi 3-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属山口中学校 山口市白石1丁目9-1
Yamaguchi Junior High School Affiliated with the Faculty of Education / 9-1 Shiraishi 1-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi

<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">山口宇部空港 Yamaguchi Ube Airport</div>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">JR新山口駅 JR Shin-Yamaguchi Sta.</div>	<p> JR山口線「湯田温泉駅」下車。 Take the JR Yamaguchi Line to Yudaonsen Station.</p> <p> JR湯田温泉駅 JR Yudaonsen Sta.</p> <p>[吉田キャンパス To Yoshida Campus] バス停「湯田温泉駅入口」から 防長バス「山口大学前」または JRバス「山口大学」で下車。 Take the bus from "Yudaonsen Iriguchi" to "Yamaguchi Daigaku Mae" or "Yamaguchi Daigaku".</p> <p>[附属特別支援学校 To School for Children with Special Needs] 防長バス「神郷」下車。 Take the Bocho Bus Hirokawa Area Line to "Jingou".</p> <p>徒歩約25分 About 25 min by foot.</p>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">吉田キャンパス Yoshida Campus 教育学部附属特別支援学校 School for Children with Special Needs</div>
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">宇部市営バス・中国JRバス Ube City Bus・Chugoku JR Bus</div>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">JR湯田温泉駅 JR Yudaonsen Sta.</div>	<p>[吉田キャンパス To Yoshida Campus] JRバス「山口大学」または防長バス「山口大学前」下車。 Take the Bocho Bus or JR Bus Hirokawa Area Line to "Yamaguchi Daigaku Mae" or "Yamaguchi Daigaku".</p> <p>[附属特別支援学校 To School for Children with Special Needs] 防長バス「神郷」下車。 Take the Bocho Bus Hirokawa Area Line to "Jingou".</p>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">教育学部附属 山口小学校 教育学部附属 幼稚園 Yamaguchi Elementary School and Kindergarten</div>
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">JR山口線「山口駅」下車。 Take the JR Yamaguchi Line to Yamaguchi Station.</div>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">JR山口駅 JR Yamaguchi Sta.</div>	<p>[教育学部附属山口小学校・幼稚園 To Yamaguchi Elementary School and Kindergarten] 徒歩約20分 About 20 min by foot.</p> <p>[教育学部附属山口中学校 To Yamaguchi Junior High School] 徒歩約17分 About 17 min by foot.</p>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">教育学部附属 山口中学校 Yamaguchi Junior High School</div>

宇部地区 Ube Area

- 医学部** Faculty of Medicine and Health Sciences
附属病院 University Hospital
 小串キャンパス / 宇部市南小串1丁目1番1号
 Kogushi Campus / 1-1 Minami-Kogushi 1-chome, Ubesshi, Yamaguchi
- 工学部** Faculty of Engineering
 常盤キャンパス / 宇部市常盤台2丁目16番1号
 Tokiwa Campus / 16-1 Tokiwadai 2-chome, Ube-shi, Yamaguchi



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Sta.

山口宇部空港
Yamaguchi Ube Airport

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus
 JR宇部線「宇部新川駅」下車。徒歩10分。
 Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station, then walk 10 min. +

宇部市営バス宇部新川行き「宇部中央」下車。徒歩10分。
 Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to 'Ube Chuo', then walk 10 min. +

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus
 JR宇部線「宇部新川駅」または「琴芝駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。
 Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station or Kotoshiba Station, transfer to the Ube City Bus Hiraiki Line or Hagiwara Line (via Sangandori, bound for Hiraikida) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min. +

宇部市営バス宇部新川行き「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。
 Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to "Ube Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraiki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangandori, bound for Hiraikida) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min. +

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus
 宇部市営バス「宇部中央」下車。徒歩10分。 +
 Take the Ube City bus to "Ube Chuo" (about 15 min), then walk 10 min.
 車またはタクシーで15分
 About 15 min by car or taxi.

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus
 宇部市営バス「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。 +
 Take the Ube City Bus Airport-Line to "Ube-Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraiki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangandori, bound for Hiraikida) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.
 車で10分
 About 10 min by car or taxi.

小串キャンパス
Kogushi Campus
 医学部附属病院
University Hospital
 常盤キャンパス
Tokiwa Campus

光地区 Hikari Area

- 教育学部附属光小学校**
 Hikari Elementary School Affiliated with the Faculty of Education
- 教育学部附属光中学校**
 Hikari Junior High School Affiliated with the Faculty of Education
 光市室積8丁目4-1
 8-4-1 Murozumi Hikari-shi Yamaguchi-ken 743-0007 Japan



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Sta.

右国錦帯橋港
Iwakuni Kinokiyama Port

新山口駅からJR山陽本線「光駅」下車。
 Take the JR San'yo Line and get off at Hikari Station.

高速・連絡バス右国駅前行き「岩国駅前」下車。
 Take the bus and get off at Iwakuni Eki Mae.

JR山陽本線「岩国駅」から「光駅」下車。
 Take the JR San'yo Line and get off at Hikari Station.

JRバス「公園口」下車。
 Take the JR bus and get off at "Koenuchi".

車またはタクシーで15分。
 About 15 min by car or taxi.

教育学部附属光小学校
Hikari Elementary School
 教育学部附属光中学校
Hikari Junior High School
 Affiliated with the Faculty of Education

○国立大学法人山口大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）

改正	平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号	平成 17 年 11 月 24 日規則第 12 号	平成 18 年 3 月 23 日規則第 3 号
	平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号	平成 18 年 12 月 21 日規則第 55 号	平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号
	平成 20 年 3 月 28 日規則第 76 号	平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号	平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号
	平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号	平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号	平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号
	平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号	平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号	平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号
	平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号	平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号	平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号
	平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号	平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号	平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号
	平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号	平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号	平成 31 年 1 月 28 日規則第 4 号
	平成 31 年 2 月 20 日規則第 12 号	平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号	

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 組織及び運営

第 1 節 構成（第 5 条－第 14 条）

第 2 節 運営組織（第 15 条－第 22 条）

第 3 節 職員組織（第 23 条・第 24 条）

第 3 章 学生通則

第 1 節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日（第 25 条－第 29 条）

第 2 節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位（第 30 条－第 38 条）

第 3 節 卒業の要件（第 39 条）

第 4 節 学生定員（第 40 条）

第 5 節 入学，転学，留学，退学，休学，復学及び卒業（第 41 条－第 56 条）

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得（第 57 条）

第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生（第 58 条・第 59 条）

第 8 節 外国人留学生(第 60 条)

第 9 節 授業料, 検定料及び入学料(第 61 条)

第 10 節 賞罰(第 62 条・第 63 条)

第 11 節 除籍(第 64 条)

第 12 節 寄宿舍(第 65 条)

第 4 章 改正(第 66 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は, 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学(以下「本学」という。)の組織, 運営及び学生の修学上必要な事項を定める。

(本法人の業務の範囲等)

第 2 条 本法人は, 次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し, これを運営すること。
- (2) 学生に対し, 修学, 進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け, 又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- (5) 本学における研究の成果を普及し, 及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令(平成 15 年政令第 478 号)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(本学の理念及び目的)

第 3 条 本学は, 「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に, 地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として, たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し, 地域に生き, 世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び運営

第1節 構成

(事務所)

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。

(学部)

第6条 本学に置く学部は、次のとおりとする。

人文学部
教育学部
経済学部
理学部
医学部
工学部
農学部
共同獣医学部
国際総合科学部

(学科及び課程)

第7条 学部にも所属する学科及び課程の種類は、次のとおりとする。

人文学部 人文学科
教育学部 学校教育教員養成課程
経済学部 経済学科，経営学科，観光政策学科
理学部 数理科学科，物理・情報科学科，生物・化学科，地球圏システム科学科
医学部 医学科，保健学科
工学部 機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科，循環環境工学科
農学部 生物資源環境科学科，生物機能科学科
共同獣医学部 獣医学科
国際総合科学部 国際総合科学科

2 各学部に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

人文科学研究科	修士課程
教育学研究科	修士課程，専門職学位課程
経済学研究科	修士課程
医学系研究科	博士課程
創成科学研究科	博士課程
東アジア研究科	博士課程
技術経営研究科	専門職学位課程
共同獣医学研究科	博士課程

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(全学教育研究施設)

第9条 本学に、次の全学教育研究施設及びその下部組織を置く。

大学教育機構

大学教育センター
アドミッションセンター
学生支援センター
保健管理センター
留学生センター
大学院教育センター

大学研究推進機構

産学公連携センター
知的財産センター
総合科学実験センター
研究推進戦略部
先進科学・イノベーション研究センター
機器運用統括センター

大学情報機構

図書館
メディア基盤センター
埋蔵文化財資料館

2 全学教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第10条 本学に、研究所として時間学研究所を置く。

2 時間学研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(大学評価室)

第10条の2 本学に、本法人における教育研究活動等の状況について点検及び評価の実施並びにその結果の公表を行うため、大学評価室を置く。

2 大学評価室に関し必要な事項は、別に定める。

(地域未来創生センター)

第 10 条の 3 本学に、本学と地域社会との多様な連携の推進を図り、もって地域創生の牽引に資するため、地域未来創生センターを置く。

2 地域未来創生センターに関し必要な事項は、別に定める。

(山口学研究センター)

第 10 条の 4 本学に、山口県における自然、文化、歴史、産業、観光、流通、教育等に関する研究を推進するとともに、その成果を活用し、もって地域社会の活性化に寄与するため山口学研究センターを置く。

2 山口学研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教職センター)

第 10 条の 5 本学に、教職課程の管理、運営体制の整備を行い、組織的指導体制を確立するとともに、学内外の教育関連機関等と連携・協働し、もって本学の教員養成及び現場教員研修の質の向上を図るため、教職センターを置く。

2 教職センターに関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進室)

第 10 条の 6 本学に、所属する全ての構成員の性別、国籍や年齢などにとらわれることなく、多様な人材や価値観を積極的に取り入れ、もって本学の教育研究活動の基盤の整備・充実を図るため、ダイバーシティ推進室を置く。

2 ダイバーシティ推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 11 条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属山口小学校

附属光小学校

附属山口中学校

附属光中学校

附属特別支援学校

附属幼稚園

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第 12 条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部 附属教育実践総合センター

医学部 附属病院

工学部 附属ものづくり創成センター

農学部 附属農場

共同獣医学部 附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第 13 条 本法人に、本法人の内部監査に関する業務を行うため、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する事項は、別に定める。

(事務局等)

第 14 条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務局その他の事務組織に関する事項は、別に定める。

第 2 節 運営組織

(役員)

第 15 条 本法人に、役員として、学長及び理事 5 人を置く。

2 役員として、監事 2 人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第 16 条 学長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の定めるところにより、大学における全ての校務について、包括的な最終責任者としての権限を有するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

3 監事は、本法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

4 理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 17 条 本法人に、本法人における重要事項を議決するための機関として、役員会を置く。

2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 18 条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 19 条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第20条 本法人に、学長の選考及び解任を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第21条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(会計規則)

第22条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第23条 本法人に、役員以外に次の職員を置き、学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

2 本法人に、前項のほか、非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長等)

第24条 本学に次の副学長等を置き、学長が任命する。

2 本学に、副学長若干名を置き、本法人の理事又は職員をもって充てる。

3 本学に、副学長補佐を置くことができる。

4 各学部に、学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教

授を，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

- 5 各学部に，副学部長を置き，人文学部，教育学部，経済学部，共同獣医学部及び国際総合科学部にあつては当該学部の教授を，理学部にあつては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，医学部にあつては大学院医学系研究科の教授を，工学部にあつては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 6 学部の学科に，学科長を置くことができるものとし，その学部の教授(理学部にあつては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授，医学部にあつては大学院医学系研究科の教授，工学部にあつては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をもって充てる。
- 7 大学教育機構，大学研究推進機構及び大学情報機構に，機構長を置き，副学長をもって充てる。
- 8 大学教育機構，大学研究推進機構及び大学情報機構に，副機構長を置き，教授をもって充てる。
- 9 時間学研究所に，所長を置き，職員等をもって充てる。
- 10 第2項から第6項まで，第8項及び前項の職員の選考等に関し必要な事項は，別に定める。

第3章 学生通則

第1節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日

(修業年限)

第25条 学部の修業年限は，次のとおりとする。

人文学部	4年
教育学部	4年
経済学部	4年
理学部	4年
医学部	6年(医学科)
	4年
工学部	4年
農学部	4年
共同獣医学部	6年
国際総合科学部	4年

2 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、本学科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(在学期間)

第28条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、修業年限の2倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。

(休業日)

第29条 学年中授業を行わない日(休業日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

創立記念日 6月1日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。

3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

第2節 教育課程、授業科目、履修方法及び単位

(教育課程の編成)

第30条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第31条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(共同教育課程)

第30条の2 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科の教育課程の一部とみなして、当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

(共同獣医学部の共同教育課程の編成)

第30条の3 共同獣医学部の教育課程は、鹿児島大学との共同教育課程とし、本学及び鹿児島大学並びにそれぞれの共同獣医学部及び獣医学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第31条の2第1項に定める区分に従って本学及び鹿児島大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

(国際総合科学部の教育課程の編成)

第30条の4 国際総合科学部の教育課程は、第30条第1項の規定にかかわらず、国際総合科学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第31条の3第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分及び履修方法)

第31条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

- (ア) 教養コア系列
- (イ) 英語系列
- (ウ) 一般教養系列
- (エ) 専門基礎系列
- (オ) 教職基礎系列
- (カ) 教養展開系列

(2) 専門科目

2 前項に規定する各科目において開設する各授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の2 共同獣医学部の授業科目の区分は、前条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 共通教育科目
 - (ア) 一般教養教育科目
 - (イ) 体育・健康科目
 - (ウ) 初期教育科目
 - (エ) 外国語科目

- (2) 基礎教育科目

- (3) 専門教育科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

3 共同獣医学部の学生が、鹿児島大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の3 国際総合科学部の授業科目の区分は、第31条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 基礎科目
- (2) 科学技術リテラシー科目
- (3) コア科目
- (4) 展開科目
- (5) コミュニケーション科目
- (6) 課題解決科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第31条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下第34条及び第59条において同じ。)において履修した授業科目(共同教育課程における授業科目を除く。)について修得した単位を、次条第1項並びに第34条第1項及び第2項により本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条並びに次条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条及び前条第1項により本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 35 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部規則の定めるところによる。

2 学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第 36 条 授業日時数は、学部において定める。

(単位の授与)

第 37 条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 37 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 38 条 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(1) 講義及び演習 15 時間から 30 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業

(2) 実験、実習及び実技 30 時間から 45 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。

(3) 講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目 その組み合わせに応じ，前項各号又は前2号に規定する基準を考慮して学部において定める時間の授業

3 前2項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，学部規則において単位数を定めることができる。

第3節 卒業の要件

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は，第25条に定める修業年限以上在学するとともに，所定の授業科目を履修し，単位を修得することその他の学部規則に定める要件を満たすこととする。

2 第31条の4第2項の授業の方法により修得することができる単位数は，60単位を超えないものとする。ただし，卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)で卒業の要件として定める単位数を超える場合は，その超える単位数に60単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。

3 在学期間に関しては，第1項に定める所定の単位を優れた成績で修得した者(医学部医学科及び共同獣医学部の学生を除く。)については，3年以上4年未満の在学で足りるものとする。

第4節 学生定員

(学生定員)

第40条 学生定員(鹿児島大学共同獣医学部を含む。)は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	185			740
教育学部	学校教育教員養成課程	180			720
経済学部	経済学科	130			520
	経営学科	165			660
	観光政策学科	50			200
理学部	数理科学科	50			200
	物理・情報科学科	60			240
	生物・化学科	80			320
	地球圏システム科学科	30			120
医学部	医学科	90	10		590

	保健学科				
	看護学専攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
工学部	機械工学科	90		5	370
	社会建設工学科	80			320
	応用化学科	90			360
	電気電子工学科	80		5	330
	知能情報工学科	80		10	340
	感性デザイン工学科	55			220
	循環環境工学科	55			220
農学部	生物資源環境科学科	50			200
	生物機能科学科	50			200
共同獣医学部	獣医学科	30			180
	(鹿児島大学共同獣医学部 獣医学科)	(30)			(180)
	〈計〉	〈60〉			〈360〉
国際総合科学部	国際総合科学科	100			400
計		1,900	10	20	7,930

備考 (1) 本表中編入学とは転入学を含むものとする。

(2) ()で記載するものは、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。

(3) 〈 〉で記載するものは、共同教育課程を編成する学部全体の入学定員及び収容定員を示す。

(4) 計欄の数字には、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

第5節 入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入学することができる。
- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
 - (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの
(入学者の選考)

第43条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得して退学した者

(3) 短期大学を卒業した者(学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までの規定により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)

(4) 高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たしたものを修了した者

(6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(転入学等)

第45条 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願する者又は他の学部から転学部を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 46 条 本学を第 49 条の規定により退学した者又は第 64 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後 2 年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後 2 年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 47 条 第 43 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前 2 項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第 48 条 編入学、転入学、再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(退学)

第 49 条 退学しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第 50 条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第 51 条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 25 条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第 52 条 学生は、次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により 2 か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当し、学修することが適当でないと認めた場合は、当該学部教授会の意見を聴いて、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び共同獣医学部にあっては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 学長は、所定の修業年限を終え、かつ、所定の教育課程を修了した者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、共同獣医学部にあっては、鹿児島大学と連名で学位を授与するものとする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部名	専攻分野の名称
人文学部	文学
教育学部	教育学
経済学部	経済学
理学部	理学
医学部	医学，看護学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
共同獣医学部	獣医学
国際総合科学部	学術

3 学位に関する事項は、別に定める。

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 57 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生，専攻生及び科目等履修生)

第 58 条 特定研究，特殊専門事項の研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であって，本学において相当の研究能力又は学力があると認められた者に対しては，教育研究に支障のない場合に限り，研究生，専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究生，専攻生及び科目等履修生に関する事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 他の大学，短期大学又は高等専門学校で，本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは，当該他の大学，短期大学又は高等専門学校との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 8 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は，別に定める。

第 9 節 授業料，検定料及び入学料

(授業料，検定料及び入学料)

第 61 条 授業料，検定料及び入学料の額，徴収方法その他必要な事項は，別に定める。

第 10 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して，学長は，教育研究評議会の意見を聴いて，適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては，当該学部教授会の意見を聴いて，学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3 前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を著しく乱した者

(3) 学生の本分に著しく反した者

第 11 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者

2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

第 12 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 25 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。
- 3 この学則施行前に法人化される前の山口大学に在学し、この学則施行の日に本学に在学することとなる学生の教育課程及び教育職員の免許に関する廃止前の山口大学学則(昭和 40 年規則第 13 号)の規定は、当該者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部機械工学科(夜間主コース)及び工学部電気電子工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわ

らず、平成 17 年 4 月 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの経済学部経済学科、国際経済学科、経済法学科、観光政策学科及び商業教員養成課程並びに工学部機械工学科(夜間主コース)及び電気電子工学科(夜間主コース)の収容定員並びに収容定員の計は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
経済学部	経済学科	405	390	375
	国際経済学科	235	230	225
	経済法学科	295	290	285
	観光政策学科	30	60	90
	商業教員養成課程	55	50	45
工学部	機械工学科 (夜間主コース)	30	20	10
	電気電子工学科 (夜間主コース)	30	20	10
計		8,140	8,120	8,100

附 則(平成 17 年 11 月 24 日規則第 112 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 5 条の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 33 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までの理学部の各学科(数理科学科を除く。)並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)並びに計の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
理学	自然情報科学科	300	200	100

部	化学・地球科学科	210	140	70
	物理・情報科学科	60	120	180
	生物・化学科	80	160	240
	地球圏システム科学科	30	60	90
工学部	社会建設工学科(夜間主コース)	60	40	20
	知能情報システム工学科(夜間主コース)	60	40	20
計		8,080	8,020	7,960

- 4 平成 18 年 3 月 31 日に理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部機械工学科(夜間主コース)，電気電子工学科(夜間主コース)，社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)に在学し，平成 18 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号)

この学則は，平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日規則第 155 号)

この学則は，平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号)

- この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 3 月 31 日に次表の左欄の学科に在学し，平成 19 年 4 月 1 日に引き続き同学部に在学する者は，平成 19 年 4 月 1 日から同表の右欄の学科に在学するものとする。

工学部応用化学工学科	工学部応用化学科
工学部知能情報システム工学科	工学部知能情報工学科

- 工学部機能材料工学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の在学期間は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 28 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 19 年度から平成 21 年度までの工学部の機械工学科(夜間主コースを除く。)，

電気電子工学科(夜間主コースを除く。), 知能情報工学科(夜間主コースを含む。), 感性デザイン工学科, 循環環境工学科及び機能材料工学科の収容定員並びに平成 19 年度及び平成 20 年度の計の収容定員は, 次のとおりとする。

学科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
機械工学科	350	360	365
電気電子工学科	325	330	330
知能情報工学科	310	320	330
〃(夜間主コース)	40	20	
感性デザイン工学科循	205	210	215
環環境工学科	55	110	165
機能材料工学科	235	150	75
計	8,020	7,960	/

- 6 平成 19 年 3 月 31 日に工学部感性デザイン工学科又は工学部機能材料工学科に在学し, 平成 19 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 76 号)

- 1 この学則は, 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号)

- 1 この学則は, 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの教育学部学校教育教員養成課程, 情報科学教育課程, 健康科学教育課程及び総合文化教育課程の収容定員, 平成 21 年度から平成 25 年度までの医学部医学科の収容定員並びに計の収容定員は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず, 次のとおりとする。

学科・課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校教育教員養成課程	430	460	490	/	/
情報科学教育課程	150	140	130	/	/
健康科学教育課程	150	140	130	/	/

総合文化教育課程	150	140	130	／	／
医学科	560	570	580	590	600
計	7,930	7,940	7,950	7,960	7,970

附 則(平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号)

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度から平成 26 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部医学科	579	598	617	636	655
計	7,949	7,968	7,987	8,006	8,025

附 則(平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	601	623	645	667	679
計	7,971	7,993	8,015	8,037	8,049

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部獣医学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の修業年限、卒業の要件、休学期間、学位の授与及び教育職員の免許は、

この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 25 条第 1 項，第 39 条第 3 項，第 53 条，第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 平成 24 年度から平成 28 年度までの農学部獣医学科及び共同獣医学部獣医学科の収容定員並びに平成 24 年度から平成 27 年度までの計の収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学部・学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部獣医学科	150	120	90	60	30
共同獣医学部獣医学科	30	60	90	120	150
(鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	(30)	(60)	(90)	(120)	(150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉
計	7,993	8,015	8,037	8,049	/

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号)

この学則は，平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 医学部医学科の第 3 年次編入学定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 25 年度に限り，なお従前の例による。
- 4 平成 25 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学部・学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	655	677	689
計	8,025	8,047	8,059

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号)

この学則は，平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号)

- 1 この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部国際経済学科，経済法学科及び商業教員養成課程は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，平成 27 年 3 月 31 日に当該課程又は学科に在学する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の学位の授与及び教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 27 年度から平成 29 年度までの教育学部学校教育教員養成課程，実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部経済学科，経営学科，国際経済学科，経済法学科，観光政策学科及び商業教員養成課程並びに国際総合科学部国際総合科学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	570	620	670
	実践臨床教育課程	60	40	20
	情報科学教育課程	90	60	30
	健康科学教育課程	90	60	30
	総合文化教育課程	90	60	30
経済学部	経済学科	400	440	480
	経営学科	555	590	625
	国際経済学科	165	110	55
	経済法学科	210	140	70
	観光政策学科	140	160	180
	商業教員養成課程	30	20	10

国際総合科学部	国際総合科学科	100	200	300
---------	---------	-----	-----	-----

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号)

この学則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人文学部人文社会学科及び言語文化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 57 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部人文社会学科、言語文化学科及び人文学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文学部	人文社会学科	285	190	95
	言語文化学科	270	180	90
	人文学科	185	370	555

附 則(平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」、「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度 医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」

に基づく平成 30 年度から令和 8 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員、平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 8 年度までの計の入学定員及び収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107	107
	収容定員	692	692	692	692
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員		/	/	/
		330 165			
計	入学定員	1,917	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032	8,032

学科・課程	定員	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医学部医学科	入学定員	90	90	90	90
	収容定員	675	658	641	624
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	/	/	/	/
計	入学定員	1,900	1,900	1,900	1,900
	収容定員	8,015	7,998	7,981	7,964

学科・課程	定員	令和 8 年度
医学部医学科	入学定員	90
	収容定員	607
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	/
計	入学定員	1,900
	収容定員	7,947

附 則(平成 31 年 1 月 28 日規則第 4 号)

この学則は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日規則第 12 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号)

この学則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日規則第 号)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 57 条関係)

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種類	教科
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
教育学部	学校教育 教員養成 課程	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)	
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
理学部	数理科学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理・情報科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科, 情報
	生物・化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	地球圏システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	社会建設工学科		
	応用化学		

	科 電気電子 工学科 循環環境 工学科		
	知能情報 工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
農学部	生物資源 環境科学 科	高等学校教諭一種免許状	農業

学則の変更の趣旨を記載した書類

【学則変更（収容定員変更）の内容】

山口大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員（編入学定員を除く。）については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増により 90 名となり、「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施し、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 9 名（地域医療再生枠 8 名、研究医養成枠 1 名）の臨時定員増を実施した。さらに平成 23 年度に「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 3 名（地域医療再生枠 2 名、研究医養成枠 1 名）の臨時定員増を実施した。このうち、「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増については、平成 30 年度に平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施した。

上述の平成 31 年度（令和元年度）を期限とする 17 名の臨時の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、再度の入学定員増を行わない場合の 90 名から 107 名に変更する。

これに併せて、収容定員についても令和 3 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わない場合の 590 名から 624 名に変更する。

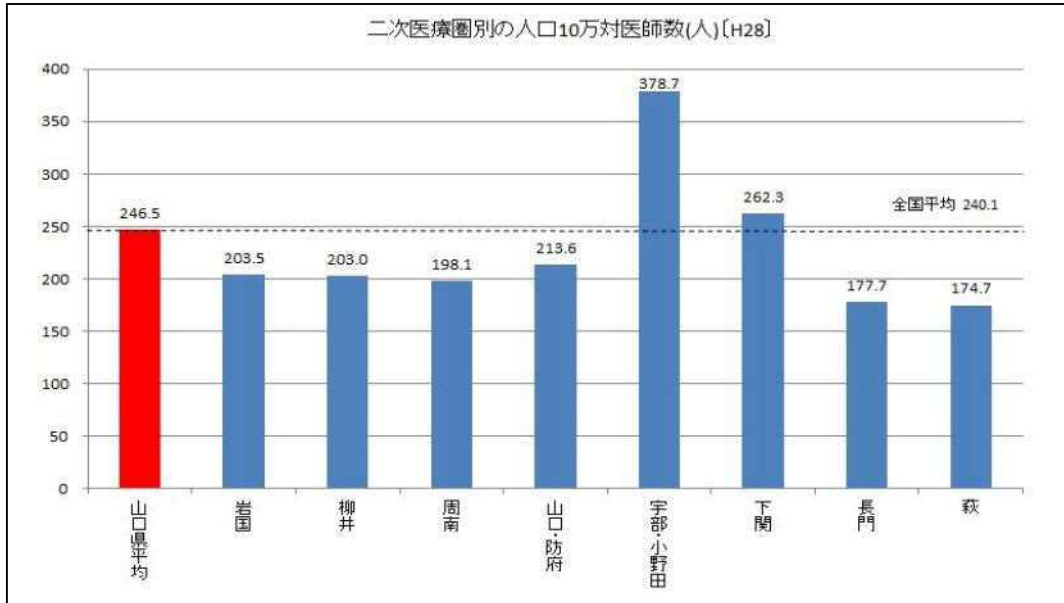
【学則変更（収容定員変更）の必要性】

山口県の「二次医療圏別の人口 10 万対医師数」（図 1）は、全国平均（240.1 人）と比較して 6.4 人上回っているが、山口大学医学部附属病院や下関市立市民病院、関門医療センター及び下関医療センターの規模の大きい公的医療機関を有する「宇部・小野田医療圏」及び「下関医療圏」を除き、8 圏域中 6 圏域が全国平均を下回っている。また、「35 歳未満の医師数の推移及び 45 歳未満の医師数の推移」（図 2）は、平成 10 年を 100%とすると平成 28 年には 45 歳未満の医師数が 72.0%まで、35 歳未満の医師数では 69.7%まで大幅に減少しており、若い医師の減少が顕著となっている。

山口県が作成した「地域医療構想」においても、山口県は全国に比べ約 10 年早く高齢化が進行すると予想されており、地域医療を担う若い医師の育成は喫緊の課題となっていることから、入学定員を増加し、山口県の地域医療を支える医師の育成を推進する必要がある。

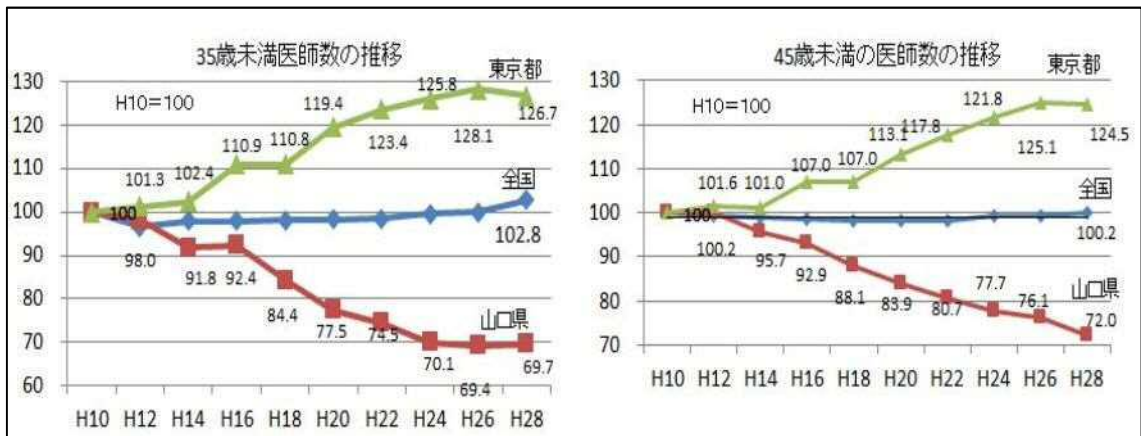
また、同時に、社会的要請の強い分野（法医学等）における研究医の養成を図るため、他大学との連携により教育研究資源を結集して、学部・大学院教育を一貫して見通したプログラムを設定するなどの取り組みを継続して行う必要がある。

(図1) 二次医療圏別の人口10万対医師数



(出典：山口県ホームページ「やまぐちドクターネット」)

(図2) 35歳未満の医師数の推移及び45歳未満の医師数の推移



(出典：山口県ホームページ「やまぐちドクターネット」)

【学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容】

現状のカリキュラムの骨子は、医学教育モデル・コア・カリキュラム及び医学・医療の進歩に忠実かつ迅速に即したものであり、共用試験（CBT, OSCE）、臨床実習、医師国家試験及び卒後臨床研修に対応した授業内容になっている。また、授業のコース・ユニットの再編により、新しい医学教育（チュートリアル、クリニカル・クラークシップ）や、特徴ある教育（自己開発コース、修学論文チュートリアル）などを取り入れている。なお、先進的な電子シラバスをはじめとして、学生の自発的学習態度を育むIT活用の教育を実施している。

地域医療に対する取り組みとして、高齢者施設における早期体験実習、県内実習病院やクリニックでのクリニカル・クラークシップによる臨床実習、地域医療実習、山口県医師会と協働の県内研修病院短期見学実習、山口県医師修学資金受給者の県知事訪問と県内病院見学など様々な取り組みを実施している。

これらのカリキュラムや地域医療に対する取り組みを今後も継続して実施する。

地域医療に対する取り組みを以下に示す。

[高齢者施設における早期体験実習] (1年次必修)

本実習を通じて、山口県の保健医療福祉の実態を把握するとともに、医師の地域における役割について学ぶことができる。

[社会医学課題実習] (3年次必修)

地域の保健・医療、生活環境、労働衛生が抱える問題点を、グループワークにより、山口県内の中山間地域を中心とした現地調査や文献調査等により学ぶことができる。

[プレ臨床実習チュートリアル] (4年次必修)

「プレ臨床実習チュートリアル」の中で、山口県の臨床研修指定病院訪問実習を行っている。山口県の臨床研修指定病院の現状を早い時期から知るとともに、自己のキャリア形成の参考にすることができる。

[臨床系特別専門講義] (5年次必修)

クリニカルクラークシップ開始前の導入とし、各診療科に対する理解を深めるとともに、将来目指すべきロールモデルを見出すことを目的とし、各領域におけるキャリアパスの説明並びに卒後臨床プログラムについての研修医パネルディスカッションを行っている。

[臨床実習 (地域医療実習を含む)] (4～6年次必修)

「臨床実習」において、山口県内の病院やクリニックで実習を行うことが選択できる。大学病院とは違った観点から地域医療について学ぶことができる。また、平成25年度から「地域医療実習」を開始し、6年次に将来の専門領域に関わらず、全ての医師が身に付けておくべきプライマリ・ケアに関する基本的教育を、地域のクリニック等で5日間程度の診療参加型臨床実習の中で行っている。

[山口県内研修病院短期見学実習] (1～3年次希望者対象)

山口県医師会と協働で1～3日間行っている。長期休暇中に希望者を対象に実施される実習であり、医学の基礎と臨床をつなげる場の一つとして、山口県内の病院で、診療科単位での短期見学研修の機会を設け、低学年次から山口県の医療の諸問題について考えることができる。

また、研究医養成のための取組としては、平成7年度に「自己開発コース」を学部3年次に開設し、各研究室等の実践的な研究活動やボランティア活動に参加して、活動の具体的な方法を学び、研究者や社会人と交わることで、学生の学問的・人間的成長を図ってきたが、これを軸に、平成14年度には、全員がその活動成果をチューターの指導のもとプレゼンテーションし、最終的に論文としてまとめる「修学論文テュートリアルコース」を開設した。平成22年度には、選択科目として「Open Science Club」を2～3年次に設定し、研究室を開放して、学生が自由に出入りできるようにすることで研究に馴染む環境を整え、さらに「自己開発コース」の履修以降に選択科目として単位認定する「高度学術医育成コース」を設置した。本コースは、高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム）と、高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）からなり、各プログラムは大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっており、学部学生を対象としたものを前期プログラム、大学院学生を対象としたものを後期プログラムとしている。

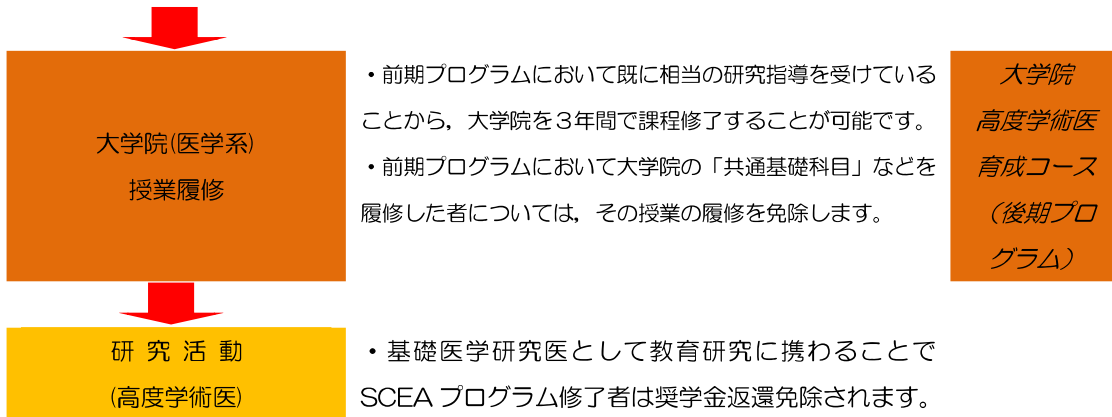
本取組により、Open Science Club→自己開発コース→修学論文テュートリアルコース→SCEA/AMRAコースと、シームレスに研究に携わることができるようになった。

また、大学院においても、平成28年度の改組に合わせて、カリキュラムを見直し、研究倫理、知財科目、トランスレーショナルリサーチ特論科目等、研究遂行上必要な科目の必修化並びに教育の実質化を行った。

これらのカリキュラムや研究医の養成のための取組を今後も継続して実施する。

学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のためのプログラムを以下に示す。

日 程	内 容	学部/大学院
準備コース履修	<ul style="list-style-type: none"> 「Open Science Club」の履修（第2～3年次開設） 本人の希望により各研究室で研究活動できます。 「高度自己修学コース」の履修（第3年次開設） 自己開発コース、修学論文テュートリアルコースを履修します。 	
学部授業のほか「SCEAコース」 又は「AMRAコース」 を履修	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットを履修し、原則として第4年次から卒業までに6単位修得します。 大学院入試同等の外国語試験を第4～6年次在学時に受験できます。 	学部 高度学術医 育成コース (前期プロ グラム)
大学院(医学系)受験	<ul style="list-style-type: none"> 高度学術医育成コース（前期）履修中に外国語試験に合格した場合、大学院入学試験受験の際に外国語試験を免除されます。 	



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	オカ マサアキ 岡 正朗 <平成26年4月>		医学博士		山口大学 学長 (平成26年4月～令和4年3月)

(注) 高等専門学校にあつては校長について記入すること。